

平成 30 年 8 月吉日

オーシャンネットワークエクスプレスジャパン（株）

お客様各位

出港前報告制度ハウス B/L 情報報告の周知・徹底のお願い

平素より弊社サービスを、ご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月に関税法改正により施行されました出港前報告制度につきまして、弊社運用へのご理解・ご協力頂きありがとうございます。

施行から約 4 年経過致しましたが、一部の利用運送事業者（以下 NVOCC）様におかれては積地側での未報告による日本税関当局からの事前通知（SPD）が散見される状況で御座います。つきましては、下記の通りご案内させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

ハウス B/L 情報報告義務の周知のお願い

同制度では、積地出港 24 時間前までに船社側で報告するマスターB/L と同様に NVOCC（荷受人）様でもハウス B/L 情報の報告が法律で義務付けされております。然しながら、一部の NVOCC 様におきましては未だハウス B/L の未報告（報告遅延も含む）が散見され、日本税関当局より事前通知 SPD（船卸一時停止）通知を受けるケースが続いている状況です。

日本側の NVOCC（荷受人）様におかれましては、荷送人様にハウス B/L の報告義務の周知をお願いすると共に、早期報告も併せてお願い申し上げます。

また、万が一荷送人様側での報告が無い場合においては、荷受人様側でのご対応を重ねてお願い致します。

ハウス B/L 情報未報告 SPD 受信時の対応

関税法の規定でハウス B/L が未報告の場合、当該積荷を日本で船卸することができません。弊社による船卸手配期日までに報告・解除されない積荷については、国内予定揚港では荷卸せず、国内他港での荷卸しや発地への積戻し等を手配させていただく場合がございます。当該手配に掛かる諸費用は、全額日本側 NVOCC（荷受人）様に請求させていただきますのでご了承願います。

弊社で法令順守及びお客様からお預かりした積荷を滞りなくお引渡しする為、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上